

細街路対策推進のための新たな制度適用に係る活動支援策検討業務の委託について

1 目的

本市では、平成24年7月に京都市細街路対策指針（以下「指針」という。）を策定し、老朽化した建築物の建替え等を誘導するため、細街路の特性に応じた制度整備を進めているところである。その一環として、本年5月に建築基準法（以下「法」という。）第43条第1項ただし書許可基準を改正し、法施行以前からある接道長さ2m未満の路地状敷地やトンネル路地奥での建替えを認めることとした。現在は、法施行以前から立ち並びのある袋路や幅員1.8m未満の道を新たに道路として指定することで、沿道建築物の建替えを誘導するための制度構築を進めているところである。

本業務は、指針に基づき、木造家屋が密集した地域の細街路において、沿道建築物の安全性を確保しつつ、建替え等を誘導するため、袋路の2項道路指定、6項道路指定及び3項道路指定等の新たな道路指定制度や許可制度の円滑な適用に向けた沿道住民の活動を支援するための方策を検討するものである。検討に当たっては、対象となる細街路の情報を収集し、想定される課題を抽出したうえで、関係権利者（道の所有者、沿道住民等）の合意形成等に向けた支援策を検討するため、対象候補地（2地区程度）において、道や沿道建築物の状況等を調査し、地域の将来像に相応しい細街路対策手法の選択や活動支援のための資料を作成する。

2 本業務の期間

委託契約日から平成26年3月14日までとする。

3 本業務の内容

- (1) 細街路の特性に応じた制度の適用対象となる細街路の抽出
- (2) 制度適用の課題抽出
- (3) 制度適用に向けたケーススタディ
- (4) 新たな制度構築のための基礎資料作成

4 本業務の受託候補者の選定について

(1) 選定方法

本業務は、新たな道路指定等に向けた沿道住民の活動を支援するための方策を検討するものである。本業務の遂行にあたっては、一般的な建築の知識はもちろん、建築行政への深い理解や建築基準法及び建築基準法関係規定等の広範かつ豊富な知見、さらに、都市計画や沿道建物の道路斜線規制への適合性といった空間解析に関する知識・経験が必要である。また、対象候補地の選定にあたり、地理空間情報システムを利用したデータベースの解析に関する知識・経験が必要である。

このため、本業務の受託候補者の選定は、公募型プロポーザル方式によって実施する。

(2) 選定スケジュール

ア 提案の募集の開始	平成25年7月29日（月）
イ 提案に関する質問受付の締切り	平成25年8月 5日（月）
ウ 質問に対する回答の公開	平成25年8月12日（月）
エ 申込み及び提案書の提出の締切り	平成25年8月21日（水）
オ 受託候補者の選定	平成25年8月28日（水）